



島根県報

令和4年4月8日(金)

号外第46号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

家畜伝染病予防法の規定による注射の実施

(農 畜 産 課) 2

告 示**島根県告示第273号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により特定疾病又は監視伝染病を予防するための注射を次のとおり実施するので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により告示する。

令和4年4月8日

島根県知事 丸 山 達 也

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
豚熱予防注射	豚熱の発生予防	家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし	皮下又は筋肉内注射法	県下全域	令和4年4月12日から令和5年3月31日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日